

重要事項説明書

この書面では、**yukiyama 保険（傷害保険）**に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契 約 概 要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注 意 喚 起 情 報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「普通保険約款・特約」をご確認ください。保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を被保険者の方に必ずご説明ください。

用語の説明

医 師	法令に定める医師および歯科医師をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、その本人を除きます。
外 来	傷害の原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
救 援 者	被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地（注１）へ赴く被保険者の親族（注２）をいいます。 （注１）事故発生地または救援対象者の収容地をいいます。 （注２）親族およびこれらの者の代理人を含みます。
急 激	突発的に発生することであり、傷害の原因としての事故が緩やかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としての傷害までの過程が直接的で時間的間隔のないことをいいます。
偶 然	「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する、予期できない出来事をいいます。
親 族	６親等内の血族、配偶者および３親等内の姻族をいい、配偶者は婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
捜 索	捜索、救助または移送をいいます。
他 の 保 険 契 約 等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治 療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通 院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
特 約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
入 院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
被 保 険 者	保険契約により補償の対象となる方をいい、保険証券等に記載の被保険者をいいます。
普 通 保 険 約 款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものであり、傷

	害保険普通保険約款をいいます。
保 険 金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される傷害または損害等が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
保 険 金 額	保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、当社がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。
保 険 契 約 者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保 険 料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

1 契約締結前におけるご確認事項

（１）商品の仕組み **契 約 概 要**

この保険は、傷害保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。被保険者が、日本国内において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合や、日本国内において、被保険者の日常生活に起因する偶然な事故で、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、保険期間が1年となる保険契約については、特段のお申出をされない限り、所定の条件にて毎年自動的に継続されます。

（２）基本となる補償等

① 基本となる補償 **契 約 概 要** **注意喚起情報**

基本となる補償は、次のとおりです。詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

- 入院保険金（入院保険金および通院保険金の日数別保険金額表による保険金支払特約）
- 通院保険金（入院保険金および通院保険金の日数別保険金額表による保険金支払特約）
- 手術保険金（手術保障特約）
- 救済者費用保険金（救済者費用補償特約）
- 賠償責任保険金（賠償責任危険補償特約）

※この保険には、示談交渉サービスは付帯されておりません。事故が発生した場合はお客様（被保険者）ご自身で被害者との示談交渉を進めていただきます。 当社の承認を得ずにお客様（被保険者）で示談締結をされた場合は、示談金額の全部または一部を保険金 としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
入院保険金	日本国内において、急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、日本国内の病院または診療所で医師の治療を目的として入院された場合、【表】の通算入院日数に応じて入院保険金を支払います。 ただし、事故の発生日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。	以下の事由によるケガ ■ 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ■ 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ■ 被保険者の自殺行為（未遂を含みます）、犯罪行為または闘争行為 ■ 無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などにより正常な運転ができないおそれがある状態での運転中に生じた事故 ■ 病気、心神喪失等を原因とする事故 ■ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ■ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ■ 被保険者に対する刑の執行 ■ 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒 ■ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ■ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ■ 放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ■ 医学的他覚所見のない症状 ■ ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ■ 乗用車を用いて競技等をしている間のケガ（競技等に準ずる方法・態様におけるケガを含みます） など
通院保険金	日本国内において、急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、日本国内の病院または診療所で医師の治療を目的として通院された場合、【表】の通算通院日数に応じて通院保険金を支払います。 ただし、事故の発生日からその日を含めて180日以内の通院に限ります。	
手術保険金	日本国内において、急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために日本国内の病院または診療所において手術（注1）を受けた場合、所定の手術保険金を支払います。 ただし、1事故につき1回の手術に限ります。	
救済者費用保険金	以下のいずれかに該当した場合、（ア）～（オ）の費用に対して、救済者費用保険金額を上限として保険金を支払います。 ア. 日本国内において、急激かつ偶然な外来の事故によって、被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合 イ. 日本国内において、急激かつ偶然な外来の事故によるケガを直接の原因として事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または継続して14日以上入院した場合 〈費用の範囲〉 （ア）捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者か	以下の事由による費用 ■ 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ■ 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ■ 被保険者の自殺行為（未遂を含みます）、犯罪行為または闘争行為 ■ 無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などにより正常な運転ができないおそれがある状態での運転中に生じた事故 ■ 病気、心神喪失等を原因とする事故 ■ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ■ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ■ 被保険者に対する刑の執行 ■ 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒 ■ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 （つづく）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
	らの請求に基づいて支払った費用を支払います。 (イ) 交通費 救援者の現地までの電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、救援者2名分を限度とします。ただし、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く費用は除きます。 (ウ) 宿泊料 現地および現地までの行程における救援者のホテル、旅館等の宿泊料をいい、救援者2名分を限度とし、かつ、1名につき14日を限度とします。ただし、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く費用は除きます。 (エ) 移送費用 死亡した被保険者を現地から被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を被保険者の住所もしくは病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費をいいます。 (オ) 諸雑費 救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等を支払います。ただし、3万円を限度とします。	■ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ■ 放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ■ 医学的他覚所見のない症状 ■ ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ■ 乗用具を用いて競技等をしている間のケガ（競技等に準ずる方法・態様におけるケガを含みます） など
賠償責任保険金	被保険者が、日本国内において生じた被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の破損について、法律上の賠償責任を負担することによって被った損害に対して、賠償責任保険金額を上限として保険金を支払います。	以下の事由を起因とする損害 ■ 保険契約者または被保険者の故意 ■ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ■ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ■ 放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ■ 被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任 ■ 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注2）の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ■ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任 (つづく)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
		- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 - 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 - 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任 - 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する賠償責任 - 航空機、船舶、車両（注3）、銃器（注4）の所有、使用または管理に起因する賠償責任 など

（注1）創傷処理、抜歯手術など一部保険金の支払い対象とならない手術があります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

（注2）住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

（注3）原動力が専ら人力であるものを除きます。

（注4）空気銃を除きます。

【表】

補 償 内 容	日 数	保 険 金 額
入院保険金（注1）	1～7日	—
	8～14日	30,000 円
	15～30日	150,000 円
	31日以上	400,000 円
通院保険金（注2）	1～7日	—
	8～14日	30,000 円
	15～30日	60,000 円
	31日以上	100,000 円
手術保険金	入院中	200,000 円
	入院外	100,000 円
救護者費用保険金（注3）		500,000 円
賠償責任保険金（注3）		10,000,000 円（注4）

（注1）入院保険金は、通算入院日数に応じて保険金額をお支払いします。

（注2）通院保険金は、通算通院日数に応じて保険金額をお支払いします。

（注3）救護者費用保険金および賠償責任保険金は、実費をお支払いします。

（注4）賠償責任危険補償特約をセットした場合の保険金額となります。

② 主な特約の概要 契 約 概 要

■ 保険期間に関する特約（保険期間 2 日以上の契約にセットされます）

保険契約の申込時に、最大で 1 年間までの保険期間を選択することができます。

■ 入院保険金および通院保険金の日数別保険金額表による保険金支払特約

①基本となる補償の表に記載の保険金種類「入院保険金」および「通院保険金」をご参照ください。

■ 手術保障特約

①基本となる補償の表に記載の保険金種類「手術保険金」をご参照ください。

■ 救済者費用補償特約

①基本となる補償の表に記載の保険金種類「救済者費用保険金」をご参照ください。

■ 賠償責任危険補償特約

①基本となる補償の表に記載の保険金種類「賠償責任保険金」をご参照ください。

■ クレジットカードによる保険料一括払いに関する特約

当社が指定するクレジットカードを使用して、保険料を一括で払い込みいただきます。

■ 保険料支払い手段に関する特約

当社が指定するスマホ決済やキャリア決済等の方法により、保険料を一括で払い込みいただきます。

■ 保険契約の継続に関する特約

保険期間が 1 年間の契約にセットされます。保険期間の満期日の属する月の前月の 10 日までに特段のお申出がない限り、保険契約は自動的に継続されます。

③ 補償の重複 注意喚起情報

被保険者ご本人またはそのご家族が契約されている保険契約等により、補償内容が同様の保険契約（傷害保険以外の保険契約にセットされている特約や当社以外の保険契約を含みます）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、ご契約ください。

〈補償が重複する可能性のある主な特約〉

今 回 ご 契 約 い た だ く 補 償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
賠償責任危険補償特約	自動車保険・家財保険等の個人賠償責任特約

④ 保険期間および補償の開始・終了時期 契 約 概 要 注意喚起情報

	保険始期日の前日以前に 申込みをされた場合	保 険 始 期 日 当 日 に 申 込 みをされた場合
保 険 期 間	保険契約者がお申込み時に設定された期間	
補 償 の 開 始	保険始期日の 0:00	e-mail でお届けする 『申込手續完了通知兼保険証券』 を当社が発信した時刻
補 償 の 終 了	保険終期日の 24:00	

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料決定の仕組み **契 約 概 要**

この保険契約の保険料は、保険期間によって決まります。申込画面の保険料欄等に表示しておりますので、ご確認ください。

② 保険料の払込方法 **契 約 概 要** **注意喚起情報**

この保険契約の保険料の払い込みは、保険契約者名義のクレジットカードまたはスマホ決済による一括払いとなります。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い **注意喚起情報**

補償が開始するまでに保険料を払い込んでください。保険契約申込時の保険料払込をもって保険契約が成立するため、保険料の払込猶予期間を設けておりません。

(4) 満期返戻金・契約者配当金 **契 約 概 要**

この保険契約には、満期返戻金および契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご確認事項

(1) 告知義務 **注意喚起情報**

保険契約者、被保険者には、当社が告知を求める事項（告知事項）について、事実を正確に回答いただく義務があります（告知義務）。告知事項について、事実を正確にもれなくお知らせください。告知内容が事実と異なる場合には、保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

(2) クーリングオフ **注意喚起情報**

この保険契約は、保険期間が1年以内のため、保険契約成立後に、申込みの撤回または契約の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

3 契約締結後におけるご確認事項

(1) 通知義務等 **注意喚起情報**

保険契約の申込み時にご登録いただいた情報（住所、メールアドレス等）に変更が生じた場合は、遅滞なく当社にご連絡ください。変更が生じているにもかかわらず変更手続きをされなかったときは、保険金をお支払いできない場合があります。

(2) 保険契約の解約 **契 約 概 要** **注意喚起情報**

この保険契約を保険期間の中途において解約する場合は、当社に速やかにお申出ください。
申込み時に払い込みいただいた保険料から、保険始期日から解約日までの保険期間に相当する保険料を差し引いた金額を解約返戻金として返還します。

(3) 保険契約の解除 注意喚起情報

① 被保険者による解除

被保険者が保険契約者と異なる保険契約で、被保険者になることについて同意していなかった場合など一定の条件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にこの保険契約の解除を求めることができます。被保険者から解除の申出があった場合は、保険契約者はただちに当社までご連絡ください。

② 重大事由による解除

保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、当社はこの保険契約を解除することがあり、事故が発生した場合でも保険金をお支払いできないことがあります。

(4) 保険金の削減・保険料の増額 契約概要 注意喚起情報

保険金の支払事由が集積し、当社の経営維持に重大な影響があると認められる場合は、保険金の削減を行うことがあります。また、保険料の計算基礎が予定する損害に照らして大幅に乖離しており、当社が保険終期日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合は、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。

(5) 保険契約の自動継続 注意喚起情報

継続契約の取扱いは以下のとおりです。

- ① 保険金請求状況などによっては、保険期間終了後、この保険契約を継続できないことや、補償内容を変更することがあります。
- ② 当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を保険始期日とする継続契約には、その保険始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なることや、保険契約を継続できないことがあります。

その他ご留意いただきたいこと

(1) 少額短期保険募集人の権限 注意喚起情報

当社募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。インターネットを経由して申込みいただいた保険契約は、当社が保険契約の申込みを承諾したときに有効に成立いたします。

(2) 少額短期保険業者について 注意喚起情報

当社は、保険業法に定める「少額短期保険業者」です。少額短期保険業者が引受可能な保険契約については以下の制限があります。

- ① 保険期間は、2年または1年までと定められています（この保険契約の場合は1年間までとなります）。
- ② 保険金額の限度額は、医療保険等の傷害・疾病にかかる保険は80万円、死亡保険は300万円、損害保険は1,000万円までと定められています。
- ③ 被保険者一人についてお引き受けできるすべての保険契約の保険金額の総額は1,000万円が上限と定められています。ただし、事故発生率の低い賠償保険については、別枠で1,000万円が上限となります。
- ④ 保険契約者ごとにお引き受けできるすべての被保険者の保険金額の総額は、上記②③のそれぞれの限度額の100倍が上限と定められています。

(3) 少額短期保険業者破綻時の取り扱いについて 注意喚起情報

当社は、少額短期保険業者であり、保険契約者保護機構による資金援助等の適用はありません。また、この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約に該当しません。

(4) 個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、当社が保険契約の引き受けや保険金のお支払いなどのために利用するほか、当社および東急不動産ホールディングスグループが各種商品・サービスの案内・提供等のために利用することがあります。また、利用目的において必要な範囲内で、当社が取得した個人情報を第三者（業務委託先など）に対して提供することがあります。

詳細は当社ウェブサイト「個人情報保護に関する基本方針」(<https://www.tssi.co.jp/privacy/>)をご確認ください。

(5) 支払時情報交換制度について

少額短期保険業者は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社との間で、保険金等のお支払い、または保険契約の解除、取消もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ(<https://www.shougakutanki.jp/>)をご覧ください。

< 各種お問い合わせ先 >

■事故が起こった場合

事故受付フリーダイヤル（24 時間 365 日受付）

0 1 2 0 - 6 7 5 - 2 6 5

■保険に関する相談・苦情・連絡窓口

東急少額短期保険カスタマーサポート

お問い合わせフォーム

<https://www.tssi.co.jp/ask/>

営業時間 10 時～17 時

（土日祝、年末年始、5 月 1 日、12 月 3 日休業）

< 引受保険会社 >

東急少額短期保険株式会社

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂 1-10-8

< 指定紛争解決機関 > 注意喚起情報

当社は、お客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する「少額短期ほけん相談室」（指定紛争解決機関）をご利用いただくことができます。

一般社団法人日本少額短期保険協会
「少額短期ほけん相談室」

0 1 2 0 - 8 2 - 1 1 4 4

FAX: 03-3297-0755

受付時間: 平日 9:00～12:00、13:00～17:00
（祝日および年末年始休業期間を除く）

TSSI202509-RA0108（2025年10月）